

議案第 6 3 号

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 1 1 月 1 9 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

杉並区事務手数料条例（平成 1 2 年杉並区条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 2 3 の 2 の項中「1 2 3 の 3 の項において」を「以下」に改め、同表の 1 2 3 の 5 の項の次に次のように加える。

<p>1 2 3 の 6 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 2 4 年法律第 8 4 号）第 5 3 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</p>	<p>次のア及びイに掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第 5 4 条第 2 項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物については、9 2 の 2 の項、9 2 の 3 の項、9 2 の 4 の項又は 9 2 の 5 の項に掲げる額（申請に係る計画に構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合においては、一の建築物については、9 2 の 6 の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第 8 7 条の 2 に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機 1 基につき 9 2 の 7 の項又は 9 2 の 8 の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）</p>	<p>認定申請のとき。</p>																																			
<p>ア 都市の低炭素化の促進に関する法律第 5 4 条第 1 項各号に掲げる基準に適合すると区長が定める機関（以下「適合性確認機関」という。）が認めた場合</p>		<table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="566 1131 1077 1198">一戸建ての住宅</td> <td data-bbox="1085 1131 1141 1198">1 件につき</td> <td data-bbox="1149 1131 1316 1198">4,700 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="566 1209 622 1971" rowspan="8">共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）</td> <td data-bbox="630 1209 1077 1276">申請戸数が 1 のもの</td> <td data-bbox="1085 1209 1141 1276">1 件につき</td> <td data-bbox="1149 1209 1316 1276">4,700 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="630 1288 1077 1355">同時に申請する戸数が 2 以上 5 以下のもの</td> <td data-bbox="1085 1288 1141 1355">1 件につき</td> <td data-bbox="1149 1288 1316 1355">9,400 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="630 1366 1077 1433">同時に申請する戸数が 6 以上 10 以下のもの</td> <td data-bbox="1085 1366 1141 1433">1 件につき</td> <td data-bbox="1149 1366 1316 1433">16,000 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="630 1444 1077 1512">同時に申請する戸数が 11 以上 25 以下のもの</td> <td data-bbox="1085 1444 1141 1512">1 件につき</td> <td data-bbox="1149 1444 1316 1512">27,000 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="630 1523 1077 1590">同時に申請する戸数が 26 以上 50 以下のもの</td> <td data-bbox="1085 1523 1141 1590">1 件につき</td> <td data-bbox="1149 1523 1316 1590">45,000 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="630 1601 1077 1668">同時に申請する戸数が 51 以上 100 以下のもの</td> <td data-bbox="1085 1601 1141 1668">1 件につき</td> <td data-bbox="1149 1601 1316 1668">82,000 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="630 1680 1077 1747">同時に申請する戸数が 101 以上 200 以下のもの</td> <td data-bbox="1085 1680 1141 1747">1 件につき</td> <td data-bbox="1149 1680 1316 1747">131,000 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="630 1758 1077 1825">同時に申請する戸数が 201 以上 300 以下のもの</td> <td data-bbox="1085 1758 1141 1825">1 件につき</td> <td data-bbox="1149 1758 1316 1825">170,000 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="630 1836 1077 1904">同時に申請する戸数が 301 以上のもの</td> <td data-bbox="1085 1836 1141 1904">1 件につき</td> <td data-bbox="1149 1836 1316 1904">185,000 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="566 1937 622 1971">一の</td> <td data-bbox="630 1937 1077 1971">住戸 1 棟の総戸数が 1 のもの</td> <td data-bbox="1085 1937 1141 1971">1 部</td> <td data-bbox="1149 1937 1316 1971">4,700 円</td> </tr> </table>	一戸建ての住宅		1 件につき	4,700 円	共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）	申請戸数が 1 のもの	1 件につき	4,700 円	同時に申請する戸数が 2 以上 5 以下のもの	1 件につき	9,400 円	同時に申請する戸数が 6 以上 10 以下のもの	1 件につき	16,000 円	同時に申請する戸数が 11 以上 25 以下のもの	1 件につき	27,000 円	同時に申請する戸数が 26 以上 50 以下のもの	1 件につき	45,000 円	同時に申請する戸数が 51 以上 100 以下のもの	1 件につき	82,000 円	同時に申請する戸数が 101 以上 200 以下のもの	1 件につき	131,000 円	同時に申請する戸数が 201 以上 300 以下のもの	1 件につき	170,000 円	同時に申請する戸数が 301 以上のもの	1 件につき	185,000 円	一の	住戸 1 棟の総戸数が 1 のもの	1 部	4,700 円
一戸建ての住宅		1 件につき	4,700 円																																			
共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）	申請戸数が 1 のもの	1 件につき	4,700 円																																			
	同時に申請する戸数が 2 以上 5 以下のもの	1 件につき	9,400 円																																			
	同時に申請する戸数が 6 以上 10 以下のもの	1 件につき	16,000 円																																			
	同時に申請する戸数が 11 以上 25 以下のもの	1 件につき	27,000 円																																			
	同時に申請する戸数が 26 以上 50 以下のもの	1 件につき	45,000 円																																			
	同時に申請する戸数が 51 以上 100 以下のもの	1 件につき	82,000 円																																			
	同時に申請する戸数が 101 以上 200 以下のもの	1 件につき	131,000 円																																			
	同時に申請する戸数が 201 以上 300 以下のもの	1 件につき	170,000 円																																			
同時に申請する戸数が 301 以上のもの	1 件につき	185,000 円																																				
一の	住戸 1 棟の総戸数が 1 のもの	1 部	4,700 円																																			

建築 申請 場合	の部分	分につき		
	1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1部分につき	9,400円	
	1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1部分につき	16,000円	
	1棟の総戸数が11以上25以下のもの	1部分につき	27,000円	
	1棟の総戸数が26以上50以下のもの	1部分につき	45,000円	
	1棟の総戸数が51以上100以下のもの	1部分につき	82,000円	
	1棟の総戸数が101以上200以下のもの	1部分につき	131,000円	
	1棟の総戸数が201以上300以下のもの	1部分につき	170,000円	
	1棟の総戸数が301以上のもの	1部分につき	185,000円	
	共用廊下等の部分 (住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他の共用部分をいう。以下同じ。)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1部分につき	9,300円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1部分につき	26,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1部分につき	80,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1部分につき	126,000円
	非住宅の部分 (住戸の部分(人の居住の用途に供する部分に限る。))及び共用廊下等の部分以外の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1部分につき	9,300円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1部分につき	26,000円
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの		1部分につき	80,000円	
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの		1部分につき	126,000円	

			いう。以下同じ。)			
その他の建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの		1件につき	9,300円		
	建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの		1件につき	26,000円		
	建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの		1件につき	80,000円		
	建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの		1件につき	126,000円		
イ 其他の場合	一戸建ての住宅			1件につき	35,000円	
	共同住宅等	一の住戸ごとの申請の場合		申請戸数が1のもの	1件につき	35,000円
				同時に申請する戸数が2以上5以下のもの	1件につき	69,000円
				同時に申請する戸数が6以上10以下のもの	1件につき	97,000円
				同時に申請する戸数が11以上25以下のもの	1件につき	137,000円
				同時に申請する戸数が26以上50以下のもの	1件につき	197,000円
				同時に申請する戸数が51以上100以下のもの	1件につき	283,000円
				同時に申請する戸数が101以上200以下のもの	1件につき	385,000円
				同時に申請する戸数が201以上300以下のもの	1件につき	508,000円
			同時に申請する戸数が301以上のもの	1件につき	600,000円	
	一の建築物の申請の場合	住戸の部分	1棟の総戸数が1のもの		1部分につき	35,000円
			1棟の総戸数が2以上5以下のもの		1部分につき	69,000円
			1棟の総戸数が6以上10以下のもの		1部分につき	97,000円
1棟の総戸数が11以上25以下のもの			1部分につき	137,000円		
1棟の総戸数が26以上50以下のもの			1部分につき	197,000円		
1棟の総戸数が51以上100以下のもの			1部分につき	283,000円		

						下のもの	分につき		
						1棟の総戸数が101以上200以下のもの	1部分につき	385,000円	
						1棟の総戸数が201以上300以下のもの	1部分につき	508,000円	
						1棟の総戸数が301以上のもの	1部分につき	600,000円	
						共用廊下等の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1部分につき	109,000円
							当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1部分につき	180,000円
							当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1部分につき	280,000円
							当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1部分につき	359,000円
						非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1部分につき	242,000円
							当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1部分につき	384,000円
							当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1部分につき	546,000円
							当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1部分につき	670,000円
						その他の建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	1件につき	242,000円
							建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき	384,000円
							建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件につき	546,000円
							建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき	670,000円
123の7 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	次のア及びイに掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について、92の2の項、92の3の項、92の4の項又は92の5の項に掲げる額（申請に係る計画に構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合においては、一の建築物について、92の6の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基につき92の7の項又は92の8の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）						変更認定申請のとき。	
		ア 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項	一戸建ての住宅		1件につき	3,300円			
			共同住宅等	一の住戸ごとの申請の場合	申請戸数が1のもの	1件につき	3,300円		
					同時に申請する戸数が2以上5以下のもの	1件につき	6,600円		

各号に掲げる基準に適合すると適合確認機関が認めた場合

		同時に申請する戸数が6以上10以下のもの	1件につき	11,000円
		同時に申請する戸数が11以上25以下のもの	1件につき	19,000円
		同時に申請する戸数が26以上50以下のもの	1件につき	32,000円
		同時に申請する戸数が51以上100以下のもの	1件につき	58,000円
		同時に申請する戸数が101以上200以下のもの	1件につき	93,000円
		同時に申請する戸数が201以上300以下のもの	1件につき	122,000円
		同時に申請する戸数が301以上のもの	1件につき	134,000円
一の建築物の申請の場合	住戸の部分	1棟の総戸数が1のもの	1部分につき	3,300円
		1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1部分につき	6,600円
		1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1部分につき	11,000円
		1棟の総戸数が11以上25以下のもの	1部分につき	19,000円
		1棟の総戸数が26以上50以下のもの	1部分につき	32,000円
		1棟の総戸数が51以上100以下のもの	1部分につき	58,000円
		1棟の総戸数が101以上200以下のもの	1部分につき	93,000円
		1棟の総戸数が201以上300以下のもの	1部分につき	122,000円
		1棟の総戸数が301以上のもの	1部分につき	134,000円
		共用廊下等の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1部分につき
当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1部分につき		18,000円	
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1部分につき		56,000円	
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1部分につき		88,000円	
非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1部分につき	6,500円	

			当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1部分につき	18,000円	
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1部分につき	56,000円	
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1部分につき	88,000円	
その他の建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの			1件につき	6,500円	
	建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの			1件につき	18,000円	
	建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの			1件につき	56,000円	
	建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの			1件につき	88,000円	
イ その他の場合	一戸建ての住宅			1件につき	18,000円	
	共同住宅等	一の住戸ごとの申請の場合	申請戸数が1のもの		1件につき	18,000円
			同時に申請する戸数が2以上5以下のもの		1件につき	37,000円
			同時に申請する戸数が6以上10以下のもの		1件につき	52,000円
			同時に申請する戸数が11以上25以下のもの		1件につき	74,000円
			同時に申請する戸数が26以上50以下のもの		1件につき	108,000円
			同時に申請する戸数が51以上100以下のもの		1件につき	159,000円
			同時に申請する戸数が101以上200以下のもの		1件につき	221,000円
			同時に申請する戸数が201以上300以下のもの		1件につき	291,000円
			同時に申請する戸数が301以上のもの		1件につき	342,000円
	一の建築物の申請の場合	住戸の部分	1棟の総戸数が1のもの		1部分につき	18,000円
			1棟の総戸数が2以上5以下のもの		1部分につき	37,000円
			1棟の総戸数が6以上10以下のもの		1部分につき	52,000円
1棟の総戸数が11以上25以下のもの				1部分につき	74,000円	

					つき	
				1棟の総戸数が26以上50以下のもの	1部分につき	108,000円
				1棟の総戸数が51以上100以下のもの	1部分につき	159,000円
				1棟の総戸数が101以上200以下のもの	1部分につき	221,000円
				1棟の総戸数が201以上300以下のもの	1部分につき	291,000円
				1棟の総戸数が301以上のもの	1部分につき	342,000円
		共用廊下等の部分		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1部分につき	57,000円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1部分につき	96,000円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1部分につき	156,000円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1部分につき	205,000円
		非住宅の部分		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1部分につき	123,000円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1部分につき	198,000円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1部分につき	290,000円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1部分につき	361,000円
	その他の建築物		建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	1件につき	123,000円	
			建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき	198,000円	
			建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件につき	290,000円	
			建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき	361,000円	

別表第1に備考として次のように加える。

備考

- 1 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、共同住宅等の一の建築物の申請の場合の手数料の

額は、住戸の部分により算出した額に共用廊下等の部分及び非住宅の部分により算出した額を加算する。ただし、共用廊下等の部分及び非住宅の部分が存在しない場合は、これらの部分により算出した額は加算しない。

- 2 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、共同住宅等の一の住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等を定める必要がある。